

令和 8 年度定点方式による自然環境
モニタリング業務委託（その 2）仕様書

令和 8 年 4 月

岡山市環境局環境部環境保全課

令和8年度定点方式による自然環境モニタリング業務委託（その2）仕様書

1 委託業務の概要

1. 1 委託業務の目的

岡山市では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進するために「生物多様性おかやまプラン」を策定している。

また、同プランの重点プロジェクトの一つとして、市内の重要な生態系を抽出・評価し、生物多様性の保全上重要度の高い地域を明らかにする『岡山市の重要生態系リスト』（令和4年7月作成、令和8年3月更新予定）を公表し、自然環境調査を実施することとしている。

本業務では、『岡山市の重要生態系リスト』の掲載地域を基に定めた、市内における生物多様性の状況や変化の傾向を把握するために特に重要な環境拠点地（以下「モニタリングスポット」という。表1参照。）において自然環境調査を実施するものである。

本成果を活用し、今後の希少野生生物の保全施策及び生物多様性に関する意識啓発事業を推進することを目的とする。

表1 モニタリングスポット

番号	名称	所在地	主な調査ルート
A	日応寺周辺	北区日応寺	岡山市立少年自然の家周辺の山道 (約 1.5 km)
B	浦間周辺の田園	東区浦間、浅川、瀬戸町江尻ほか	浦間茶白山古墳から竜王宮神社までの区間、浦間地区及びその周辺の田園 (約 3 km)
C	粟井・柚の道周辺	北区粟井	上池から郷ノ池経由、新池までの山道ほか (約 2 km)
D	操山	中区国富・奥市ほか	三勲神社跡から操山山頂ほか (約 2.8 km)
E	貝殻山周辺	南区郡、阿津、小串ほか	貝殻山市民憩いの森公園の散策道及びその周辺ほか (約 1.7 km)

備考 調査ルートは全地点で草刈りなどの作業を経ることなく調査可能な歩道あり。

また、本委託契約締結後、各調査ルートの近辺に位置する駐車スペースを案内する。

1. 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

2 委託業務の基本事項

2.1 総則

(1) 仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い履行すること。

(2) 法令の遵守

受託者は、業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守すること。

(3) 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た一切の事項を他人に漏らさないこと。

(4) 公益確保の義務

受託者は、業務の履行に当たり、公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めること。

(5) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、監督員と協議すること。

(6) 資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

(7) 成果品の確認

受託者は、成果品完成後に**委託者**の確認を受けること。成果品の確認において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正すること。

2.2 現場管理

(1) 現場管理

業務責任者は、行程及び現場管理等を適切に行うこと。

また、業務の履行に当たり、監督員と事前に打合せ等を行うこと。

(2) 災害防止等

受託者は、業務の履行に当たり、従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

(3) 緊急時の処置

事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

(4) あと片付け

履行完了に際しては、業務に関連する部分のあと片付けを行うこと。

3 提出書類

3. 1 提出書類

本委託業務に関する提出書類は次のとおりとする。

なお、提出する書類の大きさは、特に指定のある場合を除き、A4判にて編集すること。

I 着手前に提出する書類

ア 委託業務着手届…………… 1部

イ 業務責任者届…………… 1部

受託者は業務責任者を定め、書面により提出すること。

ただし、本市が不相当と認めた場合には改めて選任すること。

ウ 委託作業表…………… 1部

II 委託期間中に提出する書類

委託報告書…………… 1部

成果品をとりまとめたもの。提出期限は本仕様書に従うこと。

III 完了後に提出する書類

委託業務完了通知書…………… 1部

3. 2 その他の書類

上記以外で、監督員から指示があった場合は、書類作成の上提出すること。

4 業務詳細

4. 1 事前準備等

受託者は、業務の履行に当たり、業務の目的や趣旨を把握するとともに、業務全般を見通し、調査の要点を確認した上で実施方針や作業工程等について検討を加えること。また、問題点及び疑義が生じた場合は、速やかに監督員と打合せを行うこと。

4. 2 現地調査

(1) 日程調整

受託者は各モニタリングスポットの現地調査の日時について、直近の実施予定日の2週間前までに委託者へ連絡し、調査の日程調整を行うこと。

また、受託者が希望した場合には、現地調査前または調査実施日に各モニタリングスポットについて委託者が調査ルート等について現地を案内する。

(2) 植物相調査

モニタリングスポットにおける植物相を把握するため、維管束植物(木本植物を除く。)及びコケ植物を対象とした植物相調査を実施する。調査の内容は、表2のとおりとする。

各モニタリングスポットの範囲及び、調査ルート等については、別紙1のとおりとする。ただし、調査が困難であるなど調査ルートの変更、延長等が必要な場合は、監督員と協議の上、適切に調査ルートを設定すること。

調査にあたっては、踏査したルートをハンディ GPS 等で記録すること。また、希少種や特定外来生物等の特筆すべき種が確認された際には、位置情報や個体数、分布状況等について詳細に記録すること。

表2 植物相調査の方法

生物分類群	調査方法	調査内容、留意点	調査時期と回数
維管束植物(木本植物を除く。)及びコケ植物	踏査による目視確認 (トランセクト法)	調査ルートに従い、個体目視により生育種を記録する。可能な限り目視確認による同定とするが、現地で種名の識別が困難な種があった場合は、写真・標本などにより同定すること。なお、 <u>標本採取は必要最小限とする。</u>	春季～夏季、夏季～秋季の2回

(3) 写真撮影

デジタルカメラで撮影し、撮影した写真は、デジタルデータで納品すること。

- ・調査実施時に、調査環境や代表的な植物の写真を撮影すること。
- ・鳥類や哺乳類等の植物以外に見つかった希少種や特定外来生物などについても、可能な範囲で写真を撮影すること。
- ・各モニタリングスポットの代表地点(各5～6地点)において、外観や特徴が分かるような写真をなるべく広角で撮影すること。なお、当該撮影については、各モニタリングスポットの経年変化の把握するため、次回の自然環境モニタリング調査において同じ画角で継続的に実施することを想定している。また、A及びD地点については、委託者が提供する写真・位置情報とできるだけ同じ位置、角度、高さで代表地点を撮影すること。

4. 3 報告書の作成

(1) 報告書の作成

4. 2 (2) 及び (3) の調査結果について図表や写真等を用いて取りまとめ、報告書を作成すること。取りまとめにあたっては、各モニタリングスポットの特徴のほか、表3の事項を含むこと。

表3 報告書に含む事項

番号	事項	内容	備考
1	確認種	リスト	
2	希少種	リスト、確認位置図、写真帳	最新の岡山県版レッドデータブック、環境省レッドリスト掲載種
3	岡山県未記録の可能性のある種	リスト、確認位置図、写真帳	最新の岡山県野生生物目録未掲載種
4	特定外来生物	リスト、確認位置図、写真帳	
5	定点撮影	撮影位置図、写真帳	
6	その他の確認種	リスト	

※希少種や特定外来生物等の特筆すべき種の確認状況（確認個体数、確認環境、確認方法、確認状態）については、GISデータ（shpファイル等）も併せて納品すること。

また、同定した対象生物の生育及び、生息状況に関するデータは次の事項に留意し、別紙2（Excelファイル）にも整理すること。

ア 種名

目撃、任意採集等により推定される和名及び学名（分からなければ科名、目名でも可）。また、種の同定が難しい場合、調査者が確認の状況、地理的要因などを考慮して、推定種名を記録し、備考の欄にその理由を記録すること。

イ 確認個体数

原則として個体数を記録すること。また、個体数の把握が難しい場合は概数で記録すること。

ウ 確認環境

各調査により個体が確認された場所の周辺環境について記録すること。

エ 確認方法、確認状態

各個体の確認方法（目視、写真・標本による同定等）及び観察内容（蕾、花、実、胞子嚢などの有無）について、備考の欄に記録すること。

（２）成果物の提出

提出成果品及び提出期限は、次のとおりとする。

なお、提出成果品に係る費用（紙代・印刷費・電子媒体費等）は全て受託者が負担するものとする。

ア 提出成果品

- ・ 本業務に係る報告書（紙媒体） 1部
- ・ 報告書の電子データ（CD-R等） 1式
- ・ その他の電子データ（CD-R等） 1式

報告書の電子データについては、pdfファイル及び編集可能なファイル形式（word、excel等）で納品すること。

イ 提出期限

令和9年3月5日までとする。

4. 4 その他

- （１）本業務により知り得た希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、当該希少種の保護のため、厳重に取り扱うこと。
- （２）調査時期については、**委託者**と相談の上決定すること。
- （３）現地踏査、現地調査等の実施にあたって、必要な手続きについては受託者が実施すること。
- （４）**委託者**から指定された土地所有者等に対しては、調査実施前に連絡し、円滑な調査が行えるよう配慮すること。
- （５）過去にモニタリング地点で実施されている維管束植物（木本植物を除く。）及びコケ植物の調査結果（5. 1 参考図書参照）について、**委託者**から資料を貸与する。

5 参考図書

5. 1 参考図書

業務は、下記に掲げる図書を参考とする。

ア 岡山市生物多様性地域戦略

掲載サイト：<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015918.html>

イ 岡山市の重要生態系リスト

- 掲載サイト：<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000038042.html>
- ウ モニタリングサイト 1000 里地調査マニュアル（植物相調査）
掲載サイト：<http://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/>
- エ 令和 4 年度定点方式による自然環境モニタリング調査結果【岡山市】
掲載サイト：<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000049411.html>
- オ 栗井森のみち公園（仮称）整備計画書（平成 9 年作成）【岡山市】
委託契約後、維管束植物（木本植物を除く。）及びコケ植物の調査結果のみ貸与

5. 2 上記以外の図書等

上記依頼の図書又は事例を参考とする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。